

(こども園、保育所等 小規模)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和7年10月1日～令和7年12月10日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	すくすく保育園		
(フリガナ)	すくすくホイクエン		
所 在 地	〒278-0022 千葉県野田市山崎1952		
交 通 手 段	東武野田線 梅郷駅 徒歩3分		
電 話	04-7126-5712	FAX	04-7126-5713
ホームページ	https://doronkonokai.or.jp/facilities/sukusuku/		
経 営 法 人	社会福祉法人 すくすくどろんこの会		
開設年月日	2012年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市						
定 員	0歳児	1 歳児	2 歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	合計
	8	12	12	25	20	20	97
敷地面積	950.58㎡			保育面積			299㎡
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		
	○		○		○		
健康管理	発育測定（毎月）・内科健診（年2回）・歯科健診（年1回）						
食事	自園調理（給食・おやつ）						
利用時間	月～土 7：00～20：00						
休 日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）						
地域との交流	「いきいきクラブ」（高齢者）との交流						
保護者会活動	保護者会は無し						

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	19	11	30	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	23	1	1	
	保健師	調理師	保育補助	
		2	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市子ども保育課、または子育てワンストップサービスで。		
申請窓口開設時間	月～土 8:30～17:15		
申請時注意事項	野田市子ども保育課で確認を。		
サービス決定までの時間	同上		
入所相談	常時		
利用代金	野田市の規定による。		
食事代金	主食・副食費（3歳児以上の利用者負担有）		
苦情対応	窓口設置	主任保育士（04-7126-5712）	
	第三者委員の設置	柴海 正明 ・ 杉田 興亮	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	保育理念 「根拠のない自信を育む」 保育方針 ①マニュアル通りの保育をしない ②保育は“ふつう”でいい ③失敗してもいいと思える保育 ④カリキュラムは箇条書き
特 徴	部屋ごとの仕切りの無い、広くフリーな空間で自然と異年齢交流が出来る雰囲気になっています。子どもたち同士や先生たちとのコミュニケーションを大切にした保育を行っています。園内だけでなく、近隣の公園に出かけたり、のびのび過ごせるよう工夫しています。
利用（希望）者 へのPR	「マニュアルにとらわれない保育」を目指し、あそびを中心に子どもたちの“生きる力”を育てています。お子さんの身近な理解者として、保護者様と一緒に子どもたちの成長を支えていきたいと思っています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 法人が目指す保育への思いを込めた園舎とコミュニケーション力を育む保育

当園は東武野田線「梅郷駅」至近の場所にある。法人は保育施設等を積極的に増やしている中、当園が初めて取り組んだ保育施設である。乳幼児教育を模索しながら開園し、のびのびとした保育空間の中でこども達は自分で遊びを展開しながら学んでいることが伝わってくる。コミュニケーション力がこども達それぞれに育まれていることがこどもの表情や会話の中で伺われた。初対面の人にも話しかけられることができるのは、園が目指す”人懐っこいこども”が育っていると思われる。園長は明るく社交的で、その人柄がおおらかな空気を醸し出している。その空気感が職員にも広まり、園全体の雰囲気になっっているように感じられる。これらは法人の保育への思いを達成する大切な要因であり、これからも大切に取り組んでほしい。

2. 理念実現の重要な要素として積極的に実践している食育

栄養医学に知識のある管理栄養士が法人本部に配置されている。給食の献立はその意見を取り入れて栄養管理チーム長のもと、糖質は三温糖・油脂はバター・揚げ物の油は一回切の使用と、体に良い材料とこどもの嗜好を加味して”美味しく食べて、体づくり”をする献立を工夫している。保護者にもレシピを伝えて喜ばれている。理念の実現には食育が重要であるとの姿勢のもと、”卒園生はひとりでご飯を炊けるようにする”を目標にかかげて、子ども達には野菜の皮むき体験などに取り組ませるなどの積極的な食育に取り組んでいる。

3. こどもが主体的にやってみたいあそびの環境づくりと職員の配慮

3～5歳児の保育環境は、それぞれに自己育ちを促す環境が大切である。季節の歌の歌詞や給食の献立をひらがな表記する等々心がけ、あえて文字指導をしなくても自然に文字が読めるようになる環境づくりをしている。鍵盤楽器を弾いてみたいこどもに伝えらるよう、メロディーだけでも弾けるような電子ピアノを置き、保育者が援助して数人で楽しめる環境を作っている。また、ブロック・レゴ・ドールハウス・粘土・恐竜人形などを用意し、一人やグループでも遊べる環境づくりをしている。園庭には砂を敷き詰めて、いたるところで砂あそびができる。こどもの創造的で主体的な遊びができるような環境づくりに努めている。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 法令改正などにリアルタイムに対応する見直しと地域特性に沿った運営を可能とする仕組みづくり

当園の運営法人は保育施設を多数運営している。そのため運営に関する規程などは法人本部が統一的に作成しているものが多い。これは各園が作成・改訂などの作業に直接的に関わらず省力化できる利点がある。他方、各園が法令等への意識が薄れがちになる傾向や地域特性（保護者の意向・地元事情・自治体の姿勢等々）が汲み取られにくい側面がある。具体的には、当園の重要事項説明書には「保育課程」や感染症対応の医師による「登園許可証明書」などの文言が残され運用されている。また、発熱時における保護者の迎えの体温を37.5度としていることや3歳未満児に尿検査を続けるなどは、自治体の方針にもよるが国の指針や全国的な傾向からはやや遠のいている。法人本部や各施設は、法令改正等にアンテナを一層高くすると共に、現場毎に保護者の状態や職員のコンプライアンス意識が疎くならないような仕組み作りが望まれる。

2. 乳児が遊びたい玩具や絵本を自分で取り出せる環境づくりと保育の専門性の自己研鑽

乳児保育室の玩具や絵本が扉付きの戸棚の中にあり、こども達が自由に取り出したり、片づけしたりができないようである。特に乳児は視覚に入ったもので心を動かされ、遊びが決定される為に、見えない棚の中では、自発的な遊びに繋がらない。特に絵本は、表紙を見るだけで読みたくなり、再度読みたくなるものなので、現在の扉を工夫して、オープンな収納ができるような改善が望ましい。“絵本や玩具がこどもの何を育てるかを保育者自身が認識して保育にあたる”という専門性を保育者が身に付けると共に、保護者にも伝えてほしい。（自己研鑽の例をあげれば、絵本の読みきかせは、保育者自身も楽しみながら読むと同時に、こども達に何を伝えたいのかを考えながら読む実践を重ねて習慣化すること）。

3. 適正な職員数の確保や設備・機器類の修理などに迅速に対応できる体制づくり

保護者からも「職員人数が少ないのではないか」との声がある。事務や雑用を園長や主任が担当して電話対応や日常的な事務や作業でかなり多忙な様子である。パート事務職員の増員などができれば、園長や主任の負担が軽くなり、生まれた余裕を保育や保護者対応に振り向けられると思われるので一考願いたい。また、設備の修繕などは法人が手配することになっているが、レスポンスに時間を要し、時には保育に支障がでてしまうケースも生じている。保育に直接影響のある設備・機器の修理などは迅速な処理が必要である。法人本部が関わる職員確保の業務や設備機器に関する業務について、迅速な対応を可能とする体制づくりに期待したい。

（評価を受けて、受審事業者の取り組み）

各クラス、各部屋の仕切りがなく、オープンなフリースペースで日常を過ごす環境が、ブロック・レゴ・ドールハウス・粘土・お絵描き・恐竜人形・プラレールなど一人でもグループでも、のびのびと子どもたち自らで遊びを見つけ楽しめており、保育者の援助のもと数人で電子ピアノを楽しむことができるなど、日頃の取組が子どもたちの健やかな成長に繋がっている。また、初対面の人にも人懐っこく話しかけることが出来、子どもたちそれぞれにコミュニケーション力が育まれているとの評価を受け、非常にうれしく思います。しかし、乳幼児室は0・1歳児が同じ空間で過ごし、トイレ移動などもあり、玩具や絵本などが視界に入らないようになってしまっているため、自発的な遊びに繋がるよう、早急に改善していきたい。

保護者からは「相談窓口を知らない、忙しそうで気軽に話が出来ない」と感じさせてしまっており、朝夕の合同保育の部屋や受け入れ態勢、保護者対応など早急に改善が必要と感じた。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果 すくすく保育園

大項目		中項目	小項目	項目	標準項目			
					☑実施数	□未実施数	☒非該当	
Ⅰ	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化され、職員に周知・理解されている。	2	2		
				2 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	2	1		
		2 計画の策定	計画の適正な策定	3 事業計画が適切に策定され、計画達成のための重要課題が明確にされている。また、事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	5		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	4 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	3	1		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	5 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	1	2		
				6 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	2		
			職員の質の向上への体制整備	7 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	1	4		
				8 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	2	2		
				9 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	2	3		
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施		1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	10 全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、こどもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	1	2	
		11 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。			3	1		
		利用者満足度の向上		12 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
				利用者意見の表明	13 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	14 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	2	1		
				提供する保育の標準化	15 提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	0	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	16 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0		
				17 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	18 保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	3	1		
				19 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0		
			項目別実施サービスの質	20 こどもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0		
				21 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	5	0		
				22 1・2歳児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	5	0		
				23 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	5	0		
				24 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0		
				25 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0		
				26 特別な配慮を必要とするこどもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0		
				27 保育時間の長いこどもに対して配慮がなされている。	3	1		
				28 家庭との連携が十分図られている。	3	0		
				29 地域社会との連携が十分図られている。	3	0		
				30 家庭での虐待等権利侵害の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応に努めている。	3	0		
				子どもの健康支援	31 こどもの健康状態、発育、発達状態を適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0	
					32 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	4	0	
				食育の推進	33 食育の推進に努めている。	5	0	
		5 安全管理	環境と衛生		34 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
					事故対策	35 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			災害対策	36 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	6	0		
		6 地域	地域子育て支援	37 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	3	2		
計					125	34	0	
					☑実施数	□未実施数	☒非該当	

項目別評価コメント

標準項目 ☒整備や実行が記録等で確認できる。 ☐確認できない。 ☒非該当

評価項目		標準項目	
1	理念や基本方針が明文化され、職員に周知・理解されている。	☒	理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
		☒	理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。
		☐	理念・方針を会議や研修において定期的に取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。
		☐	理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント)			
理念と基本方針は「重要事項説明書(保育のしおり)」・ホームページに記載し、重要事項説明書は職員にも配付している。しかし、理念・方針・保育目標として記述されている語句や文言に混乱がみられる。「根拠のない自信を育む」について、重要事項説明書と保育課程(※)では「保育目標」に、ホームページでは「保育方針」として表記されている。理念と保育方針は、法人と保育施設のこどもの成長に関する願いや価値観を表すが、保育目標は“こどもの育成目標”である。事業を進める柱となるものだけに、正しくとらえ、整理して職員に周知し理解を深めることから進めていただきたい。なお、法人本部は「すくすくプラン」(中期経営計画)を令和7年度にスタートさせ、理念・方針の周知と理解に注力していく方針を掲げている。(※「保育課程」は、2018年保育所保育指針の改定によって現行では「全体的な計画」へと発展している。)			
2	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	☒	契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。
		☐	理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。
		☒	理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント)			
重要事項説明書に記載し、入園説明会のときに保護者に読んでもらうよう勧めているが、詳細には説明していない。毎月「園だより」「給食だより」を発行し、保育や給食提供についての実践を伝えるようにしている。理念と基本方針は、法人・保育施設が進めたい保育の原点にあたるもの、それをどう展開し保育しているかを保護者に周知することは、法人・保育施設の運営への保護者理解につながるので、今以上に説明や話し合いの場づくりに努力することが望ましい。			
3	事業計画が適切に策定され、計画達成のための重要課題が明確にされている。 また、事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	☐	中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。
		☒	事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。
		☐	事業環境の分析及び現状の反省を踏まえ、理念・基本方針の具現化を図るための重要課題が明確にされている。
		☐	運営の透明性の確保に取り組んでいる。
		☒	各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。
		☐	方針や計画、課題は会議や研修会等にて定期的に説明し、全職員に周知されている。
		☐	年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント)			
年度当初と年度末に、園は事業計画書と事業報告書とを法人本部に提出している。法人本部は「すくすくプラン」をスタートし、園は事業計画を立ててはいるが同プランを踏まえて策定されたとは言い難い。事業計画によれば「園児数に応じた職員体制が万全には至らなかった」と、職員の確保と十分な配置が課題として浮かびあがる。また、幼児トイレの修繕やエアコンの故障への対応など、整備・機器のメンテナンス作業の実施についても保育現場からでた課題としてあげられる。計画にはこれらをより明確に記述し、職員が共有していくことが求められる。法人本部と保育施設とが情報共有をより進めて、幹部職員が職員に説明できる体制づくりを求めたい。			
4	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	☐	理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。
		☒	職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。
		☒	定期的な研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。
		☒	職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。
(評価コメント)			
園長は就任したばかりであり、理念等に基づく保育実践について把握途上である。目下のところ、職員との間で信頼を深めることと勤労意欲の向上にむけて現在努力している。数々の雑用をこなし、保育職員の手を煩わせることがないよう配意している。キャリアアップ研修や千葉県保育協議会東葛支会の研修などについて、受講希望者を募るほか、園として必要な受講を職員に促すなどして、多くの職員がバランスよく参加できるよう気を配っている。			
5	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	☐	遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。
		☐	全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を定期的 to 実施し、周知を図っている。
		☒	プライバシー保護の考え方について、職員に周知を図っている。
(評価コメント)			
法令遵守に関する文書などを職員に配付したり、定期的な研修などは行なわれていない。しかし、実施している「自己評価」には、保育に携わる上での倫理やプライバシー保護などに関連する項目もあり、自己評価をすることによって周知を図っていると言えよう。法人は「コンプライアンス規程」を作って法令遵守の姿勢を明確にしているので、「全国保育士会倫理綱領」を教材として研修したり、職員に配付したりして、より積極的に周知を図るよう今後の取り組みに期待する。			

評価項目		標準項目	
6	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	☒	ICT化の促進や保育補助者の活用等により、業務効率化を図っている。
		☒	記録業務、行事、会議等の簡素化などにより、業務改善を図っている。
		☒	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。
		☐	把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。
		☒	職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
		☐	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。
		☒	育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント)			
登園と降園の管理についてはICT化している。有給休暇については主任が中心となって管理し、職員の適正利用を図っている。職員は親しく幹部職員とコミュニケーションをとれているが、施設修理や備品購入など大きな費用負担が見込まれるような問題などは、法人本部に稟議をあげる仕組みとなっている。そのためか、現場レベルで実現可能な事は処理できているが、法人本部の許可が必要な事柄は現場レベルに決裁権がなく、滞りがちとなっている案件も見受けられる。年次有給休暇以外に夏季休暇や表彰制度なども整っていて福利厚生に取り組んでいる。			
7	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に 行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行 われている。	☐	人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。
		☐	職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。
		☐	評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。
		☐	評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
		☒	評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント)			
人事については複数施設を有する法人本部が基本的に一括管理している。法人は「すくすくプラン」で職員の適正配置を念頭に置いているものの、人事方針や確保計画などには言及していない。当園では役割については運営規程に書き込まれ実務的にも分担されているが、権限について明確化している文書類は確認できなかった。職員の評価については、どのような基準をもって、どう評価（方法・手続き）するのか、評価結果をどう取り扱うかを定め、今後の実施に向けての検討を望む。			
8	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具 体的な計画が確立し、取組が実施されている。	☒	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
		☒	福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について、具体的な計画がある。
		☐	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
		☐	法人（福祉施設・事業所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
(評価コメント)			
法人は「すくすくプラン」で理念を具現化するため、特に人材育成に力点を置いた目標と実践とを職務類型毎に立てている。保育・食育（栄養管理・調理）・看護という専門職の3分野において、現状・目指す姿（目標）・その実現に向けた計画を明確にして、2024年度からスタートさせた。取り組みは始まったばかりであり、その実施と効果に期待したい。			
9	職員の教育・研修に関する基本方針が明示さ れ、研修計画を立て人材育成に取り組んでい る。	☒	中長期の人材育成計画がある。
		☐	職種別、役割別に能力基準を明示している。
		☒	研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。
		☐	個別育成計画・目標を明確にしている。
		☐	OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)			
人材育成については法人の立てた「すくすくプラン」で具体的に計画を立てている。職業分野別に取り組むべき基本的な姿勢や目標が明示され、具体的な研修計画を立案して人材育成に力を入れていこうとする強い姿勢が打ち出されている。役割別の能力基準や研修の個別育成計画、OJTについては今後の整備を待ちたい。			
10	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を 行い、こどもの権利を守り、個人の意思を尊重 している。	☐	こどもの尊重や基本的人権への配慮について定期的に勉強会・研修を実施している。
		☒	日常の援助では、個人の意思を尊重している。
		☐	職員の言動、放任、虐待、無視などが行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。
(評価コメント)			
研修については園事業計画の中では、職場研修と障害児研修が明記されている。不適切な保育が社会問題化している現況にあって、権利擁護は取り組むべき大事なテーマとなっている。日常の保育については、こどもの意思を大切にしながら言葉がけするなどの様子が確認できたが、全職員を対象とした職場研修が年2回計画されているので、あらためて「児童の権利擁護・人権の尊重・こどもの意見表明権」などを学習テーマにして研修を企画し実施していただきたい。			
11	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を 図っている。	☒	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。
		☒	個人情報の利用目的を明示している。
		☒	利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。
		☐	職員（実習生、ボランティア含む）に対し、個人情報保護について研修等により周知徹底している。
(評価コメント)			
法人は「個人情報管理規程」を定め、ホームページで同規程を公表している。同規程では、利用目的を明示している。利用者が自己情報の開示を求めることについて明示し、請求手続きを定めている。自己情報に誤りがあった場合も修正手続きを規定している。個人情報保護は利用者にとって重要なもので関心事でもあるので、規程の公開については容易に知ることができる方が好ましい。当法人のホームページでは「法人概要」→「定款・規則集」と検索し、当該項目にたどり着くが、一工夫が必要かもしれない。園長は「情報管理者」として職員等に周知するよう努めることが望まれる。			

評価項目		標準項目	
12	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	☒	利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。
		☒	把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。
		☒	利用者・家族が要望・苦情を言いやすい体制を整備している。
		☒	利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)			
利用者の満足度を把握するために、園長は保護者や園児とのコミュニケーションを大切にしている。保護者アンケート項目の中で「気軽に相談しやすい」が支持されていて、園長や主任の人の人柄や姿勢が読み取れる。年間行事には「保育参観」や「個人面談」が組み込まれていて、把握の機会となっている。行事については事後にアンケートをとって振り返りをしている。深刻な相談があったときには別室で対応、記録をとることになっている。			
13	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	☒	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。
		☒	相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。
		☒	相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。
		☒	保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)			
「苦情解決に関する規程」を法人は整備し苦情等の解決手続きを定め、重要事項説明書に相談・苦情に関する窓口職員及び第三者委員を明記し周知している。規程によれば、苦情受付担当者は利用者からの苦情受付に際して「苦情申出受付・経過記録書」に記録しその内容を苦情申出人に確認することになっていて、受け付けから解決に至るまで記録し、説明することになっている。なお、苦情解決責任者は園長であり、重要事項説明書に記載することが望ましい。			
14	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	☒	教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。
		☐	教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。
		☒	自己評価や第三者評価の結果を公表している。
(評価コメント)			
法人は「自己評価及び外部評価の実施に関する要綱」によって、毎年2月に自己評価を実施することになっている。同要綱で「第三者評価は3年に1回受審する」と定め今年度受審した。自己評価も第三者評価も公表するよう定め、施設も職員も教育・保育の質の向上を図っている。評価結果についてPDCサイクルを活用し次の計画と実践につなげていくが今後の取り組みとなる。			
15	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	☐	業務の基本や手順が明確になっている。
		☐	分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。
		☐	マニュアル見直しを定期的 to 実施している。
		☐	マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)			
業務マニュアルは作成していない。職場で先輩職員の活動を見ながら身につけていくことを基本としている。保育業務経験者はある程度基本的な業務は対応できるが、新卒者など未経験者にとっては業務マニュアルは必要度が高い。手順が整理されていると取得も早く、間違いも起こりにくい。先ずは一つの業務について職員がアイデアを出しながら実態に即した実務的なマニュアルづくりに挑戦してみてはどうか。なお、園長には「保育現場での一日の流れ」などについて作業マニュアルを作成する予定がある。			
16	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	☒	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。
		☒	問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント)			
入園の申し込み時期には月に8件ほどの申し込みがある。見学会は開いていないがその都度主任が対応し、園内を案内しながら保育方針など伝えて、利用者の質問には丁寧に答えている。			
17	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	☒	教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。
		☒	説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。
		☒	説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。
		☒	教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント)			
入所決定者には説明会を開催して「重要事項説明書」(保育のしおり)で理念や教育方針、保育園の利用にあたってのルールを丁寧に説明をして「確認：同意書」に具体的な内容を明記して同意を得ている。			
18	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	☒	全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
		☐	全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。
		☒	こどもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。
		☒	施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント)			
保育園の理念はわかりやすく、児童憲章・児童の権利条約、児童福祉法や保育所保育指針の趣旨をとらえているものの、基本方針と更に実践項目の一部は一般的には解釈が難しくわかりにくいかもしれないので、誤解を招かないよう丁寧な説明(記述)が必要と考える。保育課程は保育指針の改定によって「全体的な計画」の中核となる計画と位置づけられている。保育方針と保育目標に混同がみられるので再考を含めて見直しが必要である。保育課程の中では、地域や家庭の実態を考慮された内容で計画されている。			

評価項目		標準項目	
19	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	☒	全体的な計画に基づき、こどもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。
		☒	乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要なこどもに対しては、個別計画が作成されている。
		☒	発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、こどもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。
		☒	ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。
		☒	指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント)			
長期指導計画・短期的指導計画とは明記していないが、それらに類する計画は作成されている。障害児等特別配慮が必要なこどもに関しては、個別計画のもとで記録されている。個人の生活習慣の達成度や季節を考慮したねらいや内容が年間保育計画や月案・週案に反映されていて、その環境も整えられている。指導計画では振り返りをしている。			
20	こどもが主体的に活動できる環境が整備されている。	☒	こども一人ひとりを受容し、こどもの状態に応じた保育の内容や方法に配慮している。
		☒	こどもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。
		☒	こどもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
		☒	好きな遊びができる場所が用意されている。
		☒	こどもが自由に遊べる時間が確保されている。
		☒	教育及び保育者は、こどもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)			
3～5歳児の保育室では、ブロック・電車あそび・レゴ・ドールハウスなど様々な玩具が取り出しやすく自由に遊べるようにゾーンを設定、主体的な活動を促している。また、電子ピアノやピアノ(蓋をとりはずしている)なども自由に弾ける環境で、楽譜や歌詞なども貼られ、数人で弾けるような環境を作って、こども達は、主体的に遊べる。絵本も季節のものや図鑑なども揃えられている。職員は読みつがれている絵本や児童書を選んで用意しているが、古くなって破損が激しくなった場合などには可能な限り買い替える配慮もお願いしたい。			
21	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	☒	こどもの状態に応じて食事や睡眠を十分に取ることのできる機会や環境が確保されている。
		☒	十分に体を動かすことのできる機会や空間が確保され、こどもの個人差や興味、関心に沿った保育室の環境を整えている。
		☒	語りかけや歌いかけ、体の動きや表情、発声や喃語等への応答など愛情豊かで受容的・応答的な関わりをしている。
		☒	送迎時や連絡帳等を通じて保護者と密接な連携を図り、保護者からの相談に応じるなど保護者への支援に務めている。
		☒	こども一人ひとりの生育歴や発達過程等が担当職員間で共有されている。
(評価コメント)			
0歳児に関しては、養護を主とした保育が行われている。0歳と1歳・2歳の空間も分けられて、安全な環境を保障している。保育者による声がけが常に行われて、発語を促している。手書きの連絡帳で保護者に園での様子を伝えてるが、理事長のアナログ部分を大切にしている方針によるものである。アプリを使えば合理的だが、手書きの連絡帳は親子の何物にも代えがたい思い出の一つになりえるものがある。こどもの成長記録は個人記録で共有されている。			
22	1・2歳児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	☒	基本的な生活習慣等について、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
		☒	友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えている。(こどもの気持ちを代弁して、お互いの気持ちに気づけるように関わり方を丁寧に伝えている。)
		☒	周知の環境や人・ものへの探索行動を存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備し、様々な遊びを取り入れている。
		☒	送迎時や連絡帳等を通じて保護者と密接な連携を図り、保護者からの相談に応じるなど保護者への支援に務めている。
		☒	こども一人ひとりの生育歴や発達過程等が担当職員間で共有されている。
(評価コメント)			
1歳・2歳児における養護と教育は、保育空間が仕切りのない構造も奏してこどもが年上の行動を見ることのでき、学びにつながっている。また、保育者が友だちの気持ちに気づかせるような声がけをしている。玩具・絵本に関しては、自由にとりだせる環境があるが、こども達がもっと自由に取り出して片づけやすい棚を設置して選択肢を多くするように改善計画中である。特に絵本は表紙を見るだけで中身も見たいとの動議づけにもなる(自発的な行動へ脳がはたらく)。季節の絵本や心や感性を育てる絵本がセレクトされている。乳児に適切な手づくり玩具などもあり、定期的に種類を変えたりして「やってみよう」との刺激を促している。			
23	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	☒	基本的な生活習慣等について、自分でやり遂げたという満足感を味わわせるよう配慮している。
		☒	他のこどもと多様な関わりがもてるように援助している。
		☒	こどもの興味や関心を引き出すことができるよう、こどもの能動性を引き出す自由な空間や物を配置している。
		☒	送迎時や連絡帳等を通じて保護者と密接な連携を図り、保護者からの相談に応じるなど保護者への支援に務めている。
		☒	こども一人ひとりの生育歴や発達過程等が担当職員間で共有されている。
(評価コメント)			
3歳児以上の環境設定は、生活習慣を促す掲示物やしかけが多く試みられている。開放的な園舎構造で年長児等の行動が視野に入り、精神年齢の高いこどもの「やりたい」気持ちが育まれやすいと思われる。また、歌詞を大きなひらがなで掲示するなどして、文字教育をしなくても自然に文字を覚えるきっかけづくりをしている。電子ピアノはこどもが好きな歌をワンフレーズ弾けるようにセットされ、ピアノの蓋を安全性から取り外すといった配慮がある。3歳児以上の保育室には、ブロック・電車あそび・恐竜遊び・ドールハウス・粘土等で自由に遊べる空間を提供している。送迎時には引継ぎノートなどを利用して連絡もれのないようにしている。子どもの個人記録も名前を明記したファイルでまとめて保存している。職員室の棚に保管しているので、必要な時に閲覧できる環境にある。			

評価項目		標準項目	
24	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	☒	こどもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。
		☒	散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。
		☒	地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
		☒	季節や時期、こどもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント)			
天候など状況が許す限り、近くの公園には毎日行くようにしている。園内にも植栽があり、窓からは隣家の畑作物の成長を見ることができるので、季節の野菜などの成長を楽しめる。地域には、消防署や全国ブランドの乳製品と醤油工場があり、見学に訪れている。近くの老人サークルとの交流があり、サークルの方に盆踊りのようなおどりを指導してもらうなどの交流をしている。季節の行事も大切にしている。			
25	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	☒	こども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。
		☒	けんかや気持ちのぶつかり合いが発生した場合、危険のないように注意しながら、こども達同士で解決するように援助している。
		☒	順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
		☒	こどもが役割を果たせるような取組みが行われている。
		☒	こどもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。
		☒	異年齢のこどもの交流が行われている。
(評価コメント)			
園舎の建築はオープンスペースを重視して建造されている。室温管理など使いにくい点もあるが、育ちの環境には良い環境といえる点も多い。天井が高いことやオープンスペースは気持ちを開放的にしやすく、異年齢の育ちの場としては社会性や共感性を自分自身で感じることを可能にすると共に経験の選択が行いやすくなる面がある。他児のけんかなどへの保育者の声かけも自然と耳に入って、“他所から学ぶ力”が養われる機会となっている。社会性も異年齢の行動を身近に見ることによって考える力が養われると思われる。年長児は給食の盛り付けを担当するなどして友達と協同して役割を果たす配慮をしている。			
26	特別な配慮を必要とするこどもの教育及び保育が適切に行われている。	☒	こども同士の関わりに対して配慮している。
		☒	個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。
		☒	個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。
		☒	障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。
		☒	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
		☒	保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)			
個人記録には個別指導計画が明記されて、担任をはじめ職員に共有化されている。専門機関(療育センター)からの訪問指導の連絡もあり、特別な支援を必要とするこどもについては専門機関に相談し巡回指導を受け、職員間で共通理解し保育に生かすようにしているほか、当該児の保護者とも共有している。組織・人材育成のクラウド(KatagrMaカタグルマ)サービスを活用した研修も受けている。			
27	保育時間の長いこどもに対して配慮がなされている。	☒	担当の職員が変わる場合には、引き継ぎが適切に行われ、必要に応じて保護者に説明されている。
		☐	担当職員の研修が行われている。
		☒	こどもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
		☒	年齢の異なるこどもと一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント)			
担任からの引継ぎ事項は迎え担当職員に「引継ぎノート」などで伝えられる。合同保育時間帯での出来事は、迎え時の担当職員から保護者へ伝えられている。伝え漏れが生じた場合には、その都度フォローをして再発しないように振り返り事項に明記している。保育終了時刻20:00までの保育人数は20名弱、担当職員はシフト勤務で分担している。長時間児の保育に関する研修については、園内研修で今後行う予定をしている。			
28	家庭との連携が十分図られている。	☒	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、こどもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。
		☒	保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。
		☒	外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭について、保護者の意向や思いを理解できるよう努めるとともに、必要に応じて個別の支援を実施している。
(評価コメント)			
個人面談は年に1回設定し実施しているほか必要に応じて行っていて、面談記録も残されている。こどもの毎日の様子などは、クラス毎にホワイトボードに記載して廊下に掲示、降園時に保護者が見られるようにしている。外国籍家庭や特別な配慮を要する家庭について、園長や主任は意識して常に気を配って対応するようにしている。			
29	地域社会との連携が十分図られている。	☒	小・中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れたり、高齢者との交流を行ったりするなど、地域社会との交流を図っている。
		☒	就学に向けて、保育所等のこどもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図っている。(小規模事業所は該当せず 非該当図)
		☒	こどもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。(小規模事業所は該当せず 図)
(評価コメント)			
年長児の小学校への訪問、小学校や中学校からのまち探検や中学校の職場体験を受け入れているほか高齢者サークルとの交流もはじまり、地域社会との連携をしている。幼保小交流会などの活動に参加して、情報交換をしている。卒園児については保育要録を作成し進学する小学校あて送付している。電話で、進学先の小学校の新生担当職員と情報交換をしている。			

評価項目		標準項目	
30	家庭での虐待等権利侵害の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応に努めている。	☒	こどもの心身の状態を観察し、家庭での不適切な養育の兆候や、虐待の把握に努めている。
		☒	家庭での不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
		☒	虐待被害にあったこどもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)			
児童相談所や自治体との定例会に参加して情報交換を行っている。虐待が疑われた場合は、職員は園長に伝えて職員間で共有し観察記録を残している。緊急性のあるものは関係機関に連絡し、国のガイドライン「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に従って対応する。法人では「利用児童虐待対応マニュアル」を作成しているので、職員に周知し取り扱いに混乱のないよう図られることを望みたい。			
31	こどもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	☒	こどもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。
		☒	保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じてこどもの健康状態を観察し、記録している。
		☒	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。
(評価コメント)			
嘱託医による健診が実施されている。内科健診は年間2回行われているが、歯科健診は年間1回実施となっている。現在の国指導では歯科健診も年2回の実施が推奨され、自治体によって対応が異なるものの全国的にも標準となっている状況である。自治体の対応を確認いただきたい。健康診断の数値は連絡帳に記入されて、保護者と共有している。SIDSに関しても、午睡係の職員が行って記録されている。必要に応じて開示もしている。			
32	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	☒	感染症発生時における業務継続計画(BCP)が策定され、定期的な見直しを実施するとともに職員に周知されている。
		☒	教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、そのこどもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やこどものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。
		☒	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。
		☒	こどもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント)			
感染症対策マニュアルのようなものは確認できなかったが、保育中に健康障害がみられる時や怪我などをした場合は緊急手当を施し、平行して保護者に連絡をしている。感染症が発生した場合は発生件数や予防策などを保護者に知らせ注意喚起すると同時に、流行時には毎日の発症数などを掲示で告知している。必要なときは市や保健所に連絡し指示を仰ぎ、感染防止に努めている。医務室は職員室の一角にコートを置き対応している。救急用品は各年齢毎に保育室に常備、その都度担任などが応急処置をしている。感染症児の登園再開にあたっては「医師による意見書」提出が標準のところ、重要事項説明書によれば旧来の「登園許可書の提出」となっているので早急に改めることを検討願いたい。			
33	食育の推進に努めている。	☒	食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。
		☒	こどもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、こどもと調理員との関わりなどに配慮している。
		☒	体調不良、食物アレルギー、障害のあるこどもなど、一人一人のこどもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。
		☒	食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のあるこどもの誤飲防止など細かい注意が行われている。
		☒	残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント)			
園庭で育てた野菜を給食で食べている。年長児は誕生月の園児にリクエストを聞いて、希望のメニューを毎月提供している。年長児は給食の手伝いとして、玉ねぎやとうもろこしの皮むきなどを行っている。食物アレルギーの園児には医師による指示書を提出してもらい、それに基づいて入所時に栄養士・担任・保護者で面談を行う。アレルギー食材の除去方法を記録して共有し、保護者承諾のもと提供している。給食提供時はトレーの色を変えて誤食を防いでいる。エビペン使用の対象児がいるため、看護師がエビペンを預かっている。症状があらわれた時は看護師の判断で打ち、救急車を要請する。食べ残しには、言葉がけで挑戦する気持ちを伝えるが強要することない。			
34	環境及び衛生管理は適切に行われている。	☒	施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。
		☒	こども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。
		☒	室内外の整理、整頓がされ、こどもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)			
保育室毎の仕切り壁がない構造のため全体的な温度・湿度管理となる。エアコンが故障の場合は季節によっては全園児に影響する。換気・採光は窓など開口部が多く恵まれている。反面、猛暑続きの夏季にはエアコンが効きにくい。天井に扇風機が設置されているものの、天井が高く天井裏のない構造から、エアコン増設などの必要があるかもしれない。保育室が壁で区切られていないので、他からの音や声などが聞こえ気が散ることもあるが、カリキュラムで工夫している(外あそびや散歩など)。保育室とトイレ天井までの仕切り壁がないので、構造的に感染症対策はとりにくい。			

評価項目		標準項目	
35	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	☒	事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。
		☒	事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。
		☒	設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。
		☒	危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)			
事故発生時対応マニュアルを整備して、職員に周知されている。「インシデント・アクシデント報告書」も整備し、発生状況・事故の種類、対応・処置の記入欄があり、原因分析と今後の対策が記入されている。事後に各担任やフリー職員が閲覧し確認欄にチェックし共有化、同じような事故が起こらないような仕組みを作っている。施設長と主任の評価欄もあり、事故に対する安全管理に努めている。不審者対応では警察職員の立ち会いによる訓練を実施し、対策上必要な備品を設置している。			
36	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	☒	災害発生時における業務継続計画(BCP)が策定され、定期的な見直しを実施するとともに職員に周知されている。
		☒	地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。
		☒	定期的に避難訓練を実施している。
		☒	避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。
		☒	立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
		☒	利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)			
業務継続計画(BCP)の基に対策を職員と共有して、役割分担やマニュアルなども整備されている。危機管理マニュアルには、地震・火災ほかの危機に応じた対応が役割と共に細かに記載して備えている。保護者の協力のもと「引渡し訓練」も予定している。火災については消防署と連携した訓練のほか、定期的に避難訓練を実施している。避難計画では災害の状況を変えて行っている。			
37	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	☒	地域の子育てニーズを把握している。
		☐	子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。
		☐	子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。
		☒	地域の子育て支援に関する情報を提供している。
		☒	こどもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)			
ニーズを基に開園時間を20:00までと設定するなどして対応。地域の高齢者サークルクラブとの交流があり、踊りのメンバーから盆踊りなどを習った。来年度は、事前に踊りを練習して、地域の人たちと一緒に楽しむような会を催したいと園長は考えている。子育て支援に関する情報については、玄関にパンフレットや案内チラシを置いたり、ポスターを掲示したりして保護者の目につきやすくして提供している。			